|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時期  資料２ | 考慮すべき状況変化 | 詳細 |
| 平成26年4月～ | 障害者総合支援法の施行 | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋  〇「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等が追加された。 |
| 精神保健福祉法の改正 | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋  〇保護者制度が廃止され、医療保護入院の要件を精神保健指定医１名の診断と家族等のいずれかの者の同意に変更された。  〇病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに課された。 |
| 平成28年1月～ | 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の設置 | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋  〇厚生労働省において、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」が設置され、「精神障がい者を地域で支える医療のあり方」「多様な精神疾患等に対応できる医療体制のあり方」「精神病床のさらなる機能分化」について、検討が開始された。 |
| 平成28年6月～ | ニッポン一億総活躍プランの閣議決定 | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋  〇「障がい者、難病患者、がん患者等の活躍支援」や「地域共生社会の実現」について言及された。 |
| 医療的ケアを要する障害児に対する支援の通知 | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋  〇医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて、地方自治体が計画的に取り組むための留意事項等について通知が発出された。 |
| 平成28年10月～ | 社会保障審議会における、第5期障がい福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについての検討開始 | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋  〇新たな成果目標として「子どもの将来の自立に向けた発達支援」が位置付けられ、具体的な目標として、「医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置」が検討されている。  〇「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの方向性について、基本指針への反映が検討されている。 |
| 平成30年4月～ | 障害者総合支援法の改正  【3年後見直し】 | ※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋  〇「重度訪問介護」について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となる。  〇医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。 |